

公立図書館における指定管理者制度導入の現状： 昨年度からの変化と事業者に関する特徴

桑 原 芳 哉

Current State of Adoption of Designated Administrator System in Public Libraries in Japan: Changes from Last Year and Characteristics of Business Operators

Yoshiya Kuwabara

要旨

本研究では、前回調査に引き続き、2015年時点における公立図書館における指定管理者制度導入の現状について明らかにし、全国的な傾向を示すとともに、特徴的な事例について分析することを目的とする。調査の結果、2015年11月現在、214自治体、528館において指定管理者により管理運営が行われていることが確認できる。2015年度は、図書館の管理運営に新たに指定管理者制度を導入する自治体の増加傾向が再び強まっており、佐賀県武雄市図書館の事例が、他の自治体において指定管理者制度の導入検討に影響を与えていることが推察される。NPOを指定管理者とする図書館は少数であるが、図書館経営に住民自治の考え方を反映させた事例として注目できる一方、経営安定性等の面から2期目以降の指定を受けられない事例があり、課題と考えられる。

Abstract

This study extensively investigates Japanese public libraries' adoption of the Designated Administrator System and analyzes the characteristics that were ranked secondary in a previous survey conducted by the author. The investigation results confirm that 528 libraries of 214 local governments are being managed by the Designated Administrator System as of November 2015. In 2015, an increase was noted in the number of local governments that have adopted the Designated Administrator System for public library management. The example of the Takeo City Library in Saga Prefecture can be assumed to have influenced other local governments to consider introducing the Designated Administrator System. Although there are only a few libraries that appoint NPOs as their designated administrator, some examples are thought to show that library management

reflects a way of thinking revolving around resident self-governance. However, other examples show that designation after the second term does not occur because of management stability issues, and this is considered a problem.

キーワード

図書館経営, 公共図書館, 指定管理者制度, NPO

Keyword

Library Management, Public Library, Designated Administrator System, NPO

I はじめに

公立図書館における指定管理者制度の導入状況について、筆者は2014年度現在の実態について調査し、分析結果をまとめた¹⁾。その後1年が経過したが、公立図書館への指定管理者制度導入をめぐるのは、そのあり方や運営内容、住民の意識等について指摘や議論が続いている。そこで、前回調査から1年が経過した後の実態についてあらためて調査し、全国的な傾向を示すとともに、指定管理者となっている事業者に関する特徴的な事例に着目して分析することを試みる。

II 研究の目的

1 公立図書館における指定管理者制度導入状況に関する最新の実態把握

前回調査から1年を経過した時点における、公立図書館における指定管理者制度導入の実態について、可能な限り網羅的な実態調査を行う。2015年度からの導入事例について調査するとともに、2014年度以前の導入事例についても補足的な調査を行い、網羅的な実態把握に努めることとする。

2 指定管理者として指定された事業者に関する特徴的な事例の分析

指定管理者として指定された事業者についてその特徴的な事例に着目して分析を行い、「事業者」の観点から、公立図書館における指定管理者制度導入の特徴を見出す。

III 研究の方法

研究の方法については、基本的に前回調査の方法を継続している。

1 公立図書館における指定管理者制度導入事例の収集

公立図書館における指定管理者制度の導入事例について、導入自治体・図書館名、導入年

度、指定期間及び指定された事業者に関する情報を収集した。情報収集の方法については、次により行った。

- (1) 日本図書館協会による調査結果に基づき、各図書館及び自治体の Web サイト等において公表されている情報の確認

各図書館 Web サイト、自治体 Web サイトの「指定管理者制度」関連情報のページにおいて、導入年度、指定期間及び指定された事業者等に関する情報を確認した。また、指定管理者の指定にあたっては地方自治法の規定により議会の議決が必要とされていること、さらに議会における議決の前には教育委員会における審議が行われる事例が多いことから、図書館及び自治体 Web サイトにおいて必要な情報が確認できない場合には、議会会議録及び教育委員会議事録等により確認を行った。

- (2) 総務省による「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」における「個票」による確認

「個票」により個別の図書館ごとの導入状況を確認し、特に日本図書館協会による調査における未回答県、未回答自治体に関する情報の収集を行った。

- (3) 報道資料による確認

(1) 及び (2) を補足するための調査として、新聞及び雑誌による報道事例により、特に最新の事例に関する確認を行った。

2 収集事例に関する整理及び分析

収集した事例について、導入年次・自治体種別・地域（都道府県）・指定された事業者の種別により整理・集計を行い、分析を試みた。

IV 調査結果

1 指定管理者制度導入状況の概要

調査の結果、公立図書館では、2015年度には214自治体、528館が指定管理者により管理運営が行われている（表1）。

2015年度に新たに公立図書館に指定管理者制度を導入した自治体は22自治体、新たに指定管理者制度により管理運営を開始した図書館は58館となっている。1年間の増加数では、自治体数が20を超えるのは2010年度以来5年ぶり、また58館という年間の導入図書館数は、過去4番目に多い数となり、2015年度については公立図書館への指定管理者制度導入に関して再加速傾向にあると考えられる。特に、「政令市以外の市」において、1年間に42館が指定管理者制度に移行したことは過去最多であり、公立図書館への指定管理者制度導入を検討している自治体が増加している状況が窺える。

表1 導入年度・自治体種類別 指定管理者制度導入自治体・図書館数

導入開始年度		都道府県	政令 指定都市	政令市 以外の市	東京都 特別区	町村	総数
2004年度	自治体数	0	0	1	0	2	3
	図書館数	0	0	1	0	2	3
2005年度	自治体数	0	1	3	0	2	6
	図書館数	0	5	3	0	2	10
2006年度	自治体数	1	2	24	0	14	41
	図書館数	1	21	38	0	14	74
2007年度	自治体数	1	0	11	4	8	24
	図書館数	1	1	19	24	9	54
2008年度	自治体数	0	2	19	2	4	27
	図書館数	0	4	39	6	4	53
2009年度	自治体数	0	0	21	3	2	26
	図書館数	0	4	29	17	2	52
2010年度	自治体数	0	1	12	1	9	23
	図書館数	0	4	29	26	11	70
2011年度	自治体数	0	1	8	0	1	10
	図書館数	0	1	15	4	1	21
2012年度	自治体数	1	0	7	0	5	13
	図書館数	1	4	36	3	6	50
2013年度	自治体数	1	1	10	1	4	17
	図書館数	1	8	28	18	5	60
2014年度	自治体数	0	0	11	0	5	16
	図書館数	0	7	25	2	5	39
2015年度	自治体数	1	0	16	1	4	22
	図書館数	1	1	42	10	4	58
市町村合併に よる増減	自治体数	0	0	2	0	-3	-1
	図書館数	0	0	3	0	-3	0
直営再移行に よる減	自治体数	0	0	-11	0	-2	-13
	図書館数	0	0	-12	0	-2	-14
閉館による減	自治体数	0	0	0	0	0	0
	図書館数	0	-1	-1	0	0	-2
合計	自治体数	5	8	134	12	55	214
	図書館数	5	59	294	110	60	528

2 事業者種別による集計

2015年度までの指定管理者制度導入図書館数について、導入年度ごとに事業者種別により集計した(表2)。

事業者種別による集計では、2014年度までと大きな傾向は変わらず、民間企業のシェアがきわめて高いことが公立図書館への指定管理者制度導入状況に関する特徴となっている。2015年度に新たに指定管理者による管理運営に移行した図書館では、96%を超える56館が民間企業による管理運営となっており、指定管理者制度の導入が、公立図書館においては、「民営化」「民間図書館」とも称される「企業による運営」への移行を意味するという状況を作り出している。

民間企業を指定管理者としている図書館について、具体的な事業者別の図書館数について

表2 導入年度別・事業者種別図書館数(直営に再移行した図書館及び閉館した図書館を除く)

導入年度	事業者種別図書館数及び構成比								計
	出資法人・公共団体等		民間企業		NPO		その他(地域団体等)		
	図書館数	構成比	図書館数	構成比	図書館数	構成比	図書館数	構成比	
2004年度	1	33.3%	0	0.0%	2	66.7%	0	0.0%	3
2005年度	0	0.0%	6	85.7%	1	14.3%	0	0.0%	7
2006年度	34	52.3%	25	38.4%	3	4.6%	3	4.6%	65
2007年度	5	9.4%	39	73.6%	8	15.1%	1	1.9%	53
2008年度	2	3.8%	42	80.8%	8	15.4%	0	0.0%	52
2009年度	1	2.0%	45	90.0%	2	4.0%	2	4.0%	50
2010年度	9	12.9%	52	74.3%	8	11.4%	1	1.4%	70
2011年度	1	4.8%	18	85.7%	1	4.8%	1	4.8%	21
2012年度	2	4.0%	46	92.0%	1	2.0%	1	2.0%	50
2013年度	4	6.7%	51	85.0%	5	8.3%	0	0.0%	60
2014年度	1	2.6%	34	87.2%	2	5.1%	2	5.1%	39
2015年度	1	1.7%	56	96.6%	0	0.0%	1	1.7%	58
計	61	11.6%	414	78.4%	41	7.8%	12	2.3%	528

表3 民間企業を指定管理者としている図書館：事業者別図書館数

区分	事業者名	2015年度		2014年度からの増減	
		図書館数	構成比	図書館数	構成比
書籍 流通系	(株) 図書館流通センター	247	59.7%	+36	+0.4
	丸善(株)	10	2.4%	+1	-0.1
	(株) 紀伊國屋書店	9	2.2%	+2	+0.2
	(株) 有隣堂	6	1.4%	±0	-0.3
	カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)	6	1.4%	+3	+0.6
	(株) リブネット	5	1.2%	+1	+0.1
	(株) すばる	3	0.7%	+1	+0.1
	その他	6	1.4%	+6	…
施設 管理系	(株) 日本施設協会	8	1.9%	±0	-0.3
	その他	35	8.5%	+3	-0.5
人材 派遣系	(株) ヴィアックス	42	10.1%	+3	-0.9
	(株) 大新東, シダックス大新東ヒューマンサービス(株)	31	7.5%	±0	-1.2
	その他	6	1.4%	+2	+0.3
合 計		414	100.0%		

も、2015年度の結果を踏まえて改めて集計した(表3)。(株)図書館流通センター(共同企業体等の参加企業となっている場合を含む)のシェアが若干上昇しており、指定管理者となる事業者が特定の企業に集中する傾向が強くなっている状況が確認できる。一方で、図書館

数は少ないものの、カルチュア・コンビニエンス・クラブ（株）を指定管理者とする図書館数が1年間で倍増し、シェアを高めている点も注目される。

V 考察

1 2015年度1年間の動向

(1) 新たに指定管理者制度を導入する自治体の増加傾向の再加速

前回調査において、公立図書館への指定管理者制度導入状況について、2011年度以降、図書館に指定管理者制度を導入しようという自治体の増加傾向が鈍化していると分析した。この背景として、国政の政権交代等の政治的動向と、大臣や官職等による図書館への指定管理者制度導入に関する否定的な見解が、自治体の検討や判断に影響している可能性について論じた。

2015年度においては、前述のように、公立図書館に新たに指定管理者制度を導入した自治体が22自治体となり、2010年度以来5年ぶりに20自治体を超えた（図1）。また、新たに指定管理者による管理運営に移行した図書館数も58館を数え、図書館への指定管理者制度導入について「再加速」傾向に転じていると考えられる。

図書館への指定管理者制度導入の増加傾向に伸びが見られることに関しては、前回調査において指摘した佐賀県武雄市図書館の導入事例の影響が推察される。2013年4月の指定管理者制度導入以降、全国各地から多くの行政・議会・図書館関係者等が武雄市図書館を視察している。武雄市 Web サイトで公開されている「武雄市の行政視察受け入れ状況」²⁾によると、2013年度及び2014年度において、武雄市への行政視察総数のうち約3分の2が図書館関

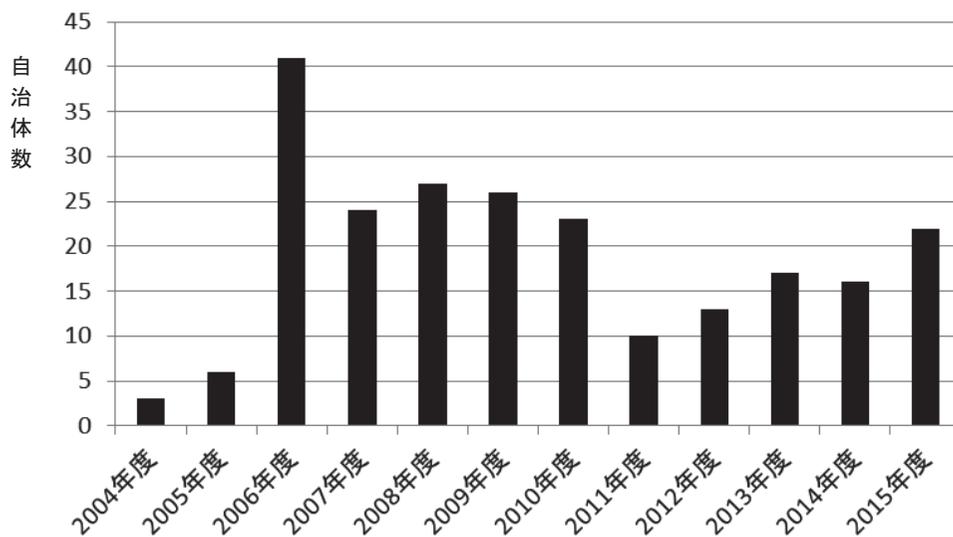


図1 新たに図書館に指定管理者制度を導入した自治体数

係の視察となっている。図書館関係の視察を行った団体名について、筆者の調査による図書館への指定管理者制度導入状況と照合すると、2013年度は29件、2014年度は15件が、2014年度以降に図書館への指定管理者制度導入を決定または導入の方向で進めている自治体の関係者によるものであった（表4）。メディア等でもたびたび取り上げられ、「新しい図書館像」として注目された事例に触発され、図書館への指定管理者制度の導入を進める方向に転じた自治体が少なからず存在する状況が窺える。

表4 佐賀県武雄市図書館の行政視察受け入れ状況（2013年度以降）

年度	行政視察受け入れ件数		
	総数	図書館を視察目的とした件数	うち、2014年度以降に図書館への指定管理者制度導入を決定または導入の方向で検討している自治体関係者による視察件数（※）
2013	501	350	29
2014	338	226	15

武雄市 Web サイト「武雄市の行政視察受け入れ状況」平成25年度及び平成26年度から作成
 ※視察団体名と筆者による図書館への指定管理者制度導入状況調査結果とを照合して計数したもの

(2) 直営への再移行

図書館に指定管理者制度を導入しながら、再度自治体直営に戻す事例について、前回調査において考察した。2015年度には、さらに2市において、自治体直営に再移行する事例が現れた（表5）。

2014年度までに自治体直営に再移行した図書館は、指定管理者となっていた事業者が自治体の出資法人（いわゆる「外郭団体」等）またはNPOに限られていたが、2015年度に自治体直営に再移行した図書館のうち、下関市立中央図書館（山口県）は、民間企業が指定管理者として管理運営を行っていたものである。下関市立中央図書館における指定管理者による管理運営については、2014年9月の市議会文教厚生委員会において、生涯学習課長により、次の報告が行われている³⁾。

中央図書館はプラザ本体施設と一体的に管理をすることで効率的な運営が図られることが期待され、指定管理者制度が導入されました。導入以来、開館時間の延長、開館日数の増加が図られるとともに、利用者数や貸し出し冊数が増加した点は中心市街地に立地する好条件とも相まって図書館サービスの向上が図られたメリットとして評価されます。しかしながら、公立図書館は市民の生涯学習と文化の発展に寄与するために設置される公の施設であり、地域文化を支える知の宝庫として市民とともに育つ社会教育施設であることから、直営で運営されている美術館、博物館と同様に設置者である地方自治体の主体的な運

営への取り組みが望まれます。これまでの指定管理者制度導入の実績を踏まえ、ガイドラインに基づく導入適否判断基準や図書館運営協議会の意見を参考に総合的に検討した結果、27年度以降の中央図書館の運営は現行の開館日、開館時間については原則継続した上で、直営に戻すこととしました。

新聞報道においても「開館時間の延長や開館日数の増加を図ったことで利用者数や貸出冊数が大幅に増えた点を評価しながらも、運営の効率化を図るために人件費が抑制することになると危惧」「利用者に対応したサービスやレファレンスなどの充実を推進することが難しいと判断」⁴⁾とされており、利用の増加等を評価しつつも、指定管理者（民間企業）による図書館運営は適切でないと、それまでの市の方針を転換する決定が行われている。指定管理者による図書館運営に対する自治体からの評価として、注目すべき事例と考えられる。

なお、表5に掲げた事例のうち、広島県尾道市の尾道市立因島図書館については、2015年度から他の尾道市立図書館とともに、一括して再び指定管理者（民間企業）による管理運営に移行している。直営に戻った図書館が再度指定管理者による管理運営に移行する事例は、現時点では唯一のものである。

表5 自治体の直営に再移行した図書館の事例

導入年度	自治体名	図書館名	指定管理事業者	直営移行年度
2005	兵庫県稲美町	稲美町立図書館	NPO 法人ライブラリー COSMO → NPO 法人いなみ文化振興協会	2014
2005	島根県出雲市 (旧大社町)	出雲市立大社図書館	(財)大社まちづくり振興公社	2008
2005	佐賀県佐賀市 (旧東与賀町)	佐賀市立図書館東与賀館 (旧東与賀町図書館)	NPO 法人さが市民活動サポート センター	2011
2006	新潟県南魚沼市	南魚沼市図書館	(財)南魚沼市文化スポーツ振興公社	2014
2006	長野県飯島町	飯島町図書館	(財)飯島町振興公社	2011
2006	愛知県新城市	新城図書館	新城総合サービスセンター	2011
2006	島根県出雲市 (旧平田市)	出雲市立平田図書館	(財)出雲市教育文化振興財団	2011
2006	島根県安来市	安来市立図書館	(財)安来市体育文化振興財団	2008
2006	広島県尾道市	尾道市立因島図書館	(財)尾道市自治振興事業団	2014
2006	徳島県三好市	三好市井川図書館	(株)ふるさと夢企画	2014
2006	福岡県小郡市	小郡市立図書館	(財)小郡市公園ふれあい公社	2009
2008	香川県善通寺市	善通寺市立図書館	善通寺市総合サービス(株)	2011
2009	山口県下関市	下関市立中央図書館	合人社計画研究所グループ (株)ド リームシップ (図書館運営担当: 株)リブネット)	2015
2009	鹿児島県西之表市	西之表市立図書館	NPO 法人コスモ学院	2015

2 指定された事業者に関する特徴的な事例

(1) 2期目以降の指定の際に事業者が変更になった事例

指定管理者制度の導入にあたっては、管理運営を行う期間が予め指定されており、指定期間が終了する前に次期の指定管理者の選定が行われる。指定管理者の選定は、多くは公募により行われる。応募した事業者による提案内容を審査し、次期の指定管理者が選定されるが、選定結果の集計を確認すると、従前の指定管理者が引き続き次期の指定管理者となる場合が多い。総務省による公の施設全般に関する調査においても、8割近くが「従前の管理受託者・指定管理者が引き続き指定管理者となった」とされている⁵⁾。

この傾向は図書館についても同様であり、同じ事業者が継続して指定管理者として指定される事例が多数であるが、2期目以降に事業者が変更となった事例も見られる。図書館の指定管理者について、2期目以降に事業者が変更になった事例は、2015年度までに27自治体、

表6 指定管理者制度導入図書館のうち、2期目以降に事業者が変更になった事例

前事業者		新事業者		図書館数	内訳	
出資法人・公共団体等		民間企業	書籍流通系	3	新事業者はいずれも図書館流通センター	
民間企業	書籍流通系	民間企業	書籍流通系	14	丸善→図書館流通センター：8館	
					図書館流通センター→紀伊國屋書店：2館	
					地元書店→図書館流通センター：1館	
					図書館流通センター→丸善：1館	
					丸善→リブネット：1館	
						紀伊國屋書店→リブネット：1館
		書籍流通系		施設管理系	4	図書館流通センター→日本施設協会：4館
		書籍流通系		人材派遣系	1	地元書店→テルウェル東日本：1館
		施設管理系		書籍流通系	7	地元企業→図書館流通センター：6館 地元企業→地元書店：1館
	施設管理系		施設管理系	5	いずれも地元施設管理系企業間	
	施設管理系		人材派遣系	1	地元施設管理系企業→テルウェル東日本：1館	
	人材派遣系		書籍流通系	8	シダックス大新東ヒューマンサービス→図書館流通センター：8館	
	人材派遣系		人材派遣系	1	ヴァリアックス→テルウェル東日本：1館	
NPO		出資法人・公共団体等		1		
		民間企業	書籍流通系	2	NPO→図書館流通センター：1館	
					NPO→地元書店：1館	
			施設管理系	1	NPO→地元施設管理系企業：1館	
			人材派遣系	3	NPO→テルウェル東日本：2館 NPO→シダックス大新東ヒューマンサービス：1館	
NPO				3		
合計				54		

54館と、指定管理者制度導入図書館全体の1割程度に留まっている。これらの事例について、前事業者と新事業者の事業者種別に着目して整理した(表6)。

新事業者として、書籍流通系の民間企業が選定される事例が最も多く、中でも新事業者として(株)図書館流通センター(TRC)が選定される事例が27館と半数を占める。これは、選定にあたって、図書館運営の実績、事業提案内容、企業の経営安定性が重視された結果、全国各地における運営実績を有するTRCが選定される事例が多いものと推察される。一方で、地元の書店や施設管理系企業、NPOなどの小規模な企業・団体については、新事業者として選定されない事例が散見され、結果として、企業・団体の規模が図書館の指定管理者としての選定に関わる重要な要素となっている。

(2) NPOを指定管理者とする図書館

2015年度現在、図書館の指定管理者としてNPOを指定している事例は、全国で41館であり、指定管理者制度導入図書館全体の1割に満たない(表7)。

図書館への指定管理者制度導入の先駆けとして注目された山中湖情報創造館(山梨県)を皮切りに、NPOが図書館の指定管理者として選定される事例が2014年度まで継続していたが、2015年度は新たにNPOが指定管理者として選定される事例が確認できない⁶⁾。

NPOを指定管理者とする図書館について、自治体の種別及び規模を概観すると、町村または人口規模の小さい市が多くを占めている。また、「分館」に限定されているなど、管理運営する図書館の規模も比較的小さいものが多いと推察される。管理運営を任されるNPO自身の組織規模に見合った図書館について、指定管理者として選定されている状況が窺える。

図書館の指定管理者となっているNPOとして、特徴的な点は、これらのNPOが図書館運営に特化した団体である事例が多いと推察されることである。たとえば、鹿児島県指宿市立図書館の指定管理者となっている「本と人をつなぐ『そらまめの会』」は、指宿市が図書館に指定管理者制度を導入することを決めた時点で、図書館で活動するボランティアグループであった団体がNPO法人となって、指定管理者に選定されたという経緯を持つ⁷⁾。このほかにも、同様に図書館で活動するボランティアや、図書館に勤務していた非常勤職員等が、指定管理者制度の導入を契機としてNPOを組織し、指定管理者となって図書館の管理運営を行っている事例が見られる。自分たちが利用してきた図書館が指定管理者による管理運営に変わることになる、民間企業に任せるといなら自分たちで、と手を挙げ、住民自らの力で図書館を運営することを実現しているという点について、図書館経営における「住民自治」の現れ、と積極的に捉え、評価する考えも見られる。

一方で、前述のように指定管理者として選定されていたNPOが、2期目以降に選定されず、民間企業等の管理運営に移行する事例もある。たとえば、千葉県流山市の流山市立森の図書館は、2008年からNPO「ながれやま栗」が指定管理者となり、管理運営を行っていた。

表7 NPO を指定管理者とする図書館(2015年度)

自治体導入年度	都道府県名	自治体名	図書館名	2015年度現在の指定管理者であるNPO
2004	山梨県	山中湖村	山中湖情報創造館	地域資料デジタル化研究会
	岡山県	新見市	新見市立哲西図書館	NPO きらめき広場
2005	鹿児島県	阿久根市	阿久根市立図書館	ふれでお
2006	兵庫県	伊丹市	伊丹市立図書館北分館	まちづくりステーションきらめき
	高知県	土佐清水市	土佐清水市立市民図書館	図書館結の会
	鹿児島県	徳之島町	徳之島町立図書館	徳之島図書館友の会
2007	山形県	河北町	河北町立中央図書館	河北まちづくりネットワークひまわり
		川西町	川西町立図書館	遅筆堂文庫プロジェクト
	新潟県	見附市	見附市図書館	見附地域情報研究会
	愛知県	津島市	津島市立図書館	まちづくり津島
	高知県	佐川町	佐川町立図書館	とかの元気村
	熊本県	菊池市	菊池市立泗水図書館	本と人とのネット・泗水
	鹿児島県	指宿市	指宿市立指宿図書館	本と人をつなぐ「そらまめの会」
			指宿市立山川図書館	
2008	北海道	栗山町	栗山町図書館	くりやま
	福島県	矢吹町	矢吹町図書館	ふれっしゅ・すてーじ
	岐阜県	瑞浪市	瑞浪市民図書館	こまどり会
	福岡県	豊前市	豊前市立図書館	プロジェクト・ボダイ
	大分県	佐伯市	佐伯市立佐伯図書館	カルチャー佐伯
	宮崎県	小林市	小林市立図書館	小林図書館の森とらいくる
			小林市立図書館須木分室	
			小林市立図書館野尻分館 (※2011年度開館)	
沖縄県	北中城村	北中城村あやかりの杜図書館	あやのふぁ	
2009	北海道	留萌市	市立留萌図書館	留萌体育協会
	愛知県	蒲郡市	蒲郡市立図書館	ブックパートナー
2010	山形県	東根市	東根市さくらんぼ図書館	NPO ひがしね
	栃木県	茂木町	茂木町まちかど図書館	茂木施設管理組合
	埼玉県	毛呂山町	毛呂山町立図書館	毛呂 Book
	徳島県	那賀町	那賀町木頭図書館	那賀文化振興事業団
	愛媛県	四国中央市	四国中央市おやこ図書館	紙のまち図書館
			四国中央市川之江図書館	
四国中央市土居図書館				
四国中央市三島図書館				
2012	新潟県	十日町市	十日町情報館	らいぶフォーラム
2013	青森県	藤崎町	藤崎町図書館大夢	藤崎町文化協会
	岐阜県	関市	関市立図書館武儀分館	日本平成村
	高知県	黒潮町	黒潮町立大方図書館	NPO あかつき
			黒潮町立佐賀図書館	
鹿児島県	枕崎市	枕崎市立図書館	読書推進団体枕崎みしのだくかにと	
2014	岩手県	一戸町	一戸町立図書館	いちのへ文化・芸術 NPO
	静岡県	浜松市	浜松市立舞阪図書館	ふくろうの森委員会・東海ビル管理(株) 共同グループ

この団体も、図書館で活動するボランティアグループを母体とする団体であり、住民目線に立った運営を行っていた。自治体からの評価についても「図書館利用者、貸出冊数、会議施設利用者数とも増加しており、積極的な市民サービスの取り組み姿勢がうかがえる」(2008年度)⁸⁾、「図書の整理整頓を体験してもらう小学生対象『図書館かたづけ隊』を継続して実施するなど、積極的な利用を働きかける取り組みや、展示ケースの年間を通しての活用など市民と図書館を結びつける取り組みは評価できるものである。」(2012年度)⁹⁾と良好な評価を得ていた。しかし、2013年度からの第2期目の指定管理者の選定では、「ながれやま菜」に代わり、千葉県内に書店チェーンを展開する民間企業である「(株)すばる」が選定された。流山市 Web サイトで公開されている2013年度からの「流山市立森の図書館指定管理者選定評価表」を確認すると、選定された企業と比較して、NPO と考えられる団体は「申請者(団体)の経営内容：安定性・透明性」、「申請者(団体)の施設や業務への関わり：特色や特化事項・専門性」、「施設管理：安心と安全性」など、7つの審査項目のうち「実績評価」を除く6項目で得点が低くなっている¹⁰⁾。このように、NPO による図書館の管理運営については、活動を評価する一方で、経営安定性や専門性、施設管理面などにおいて、図書館の管理運営を行う団体としての評価が必ずしも高くないという現実がある。公の施設である図書館を管理運営する団体としては、大きな課題と考えられる。

VI おわりに

指定管理者制度を導入した図書館については、利用の増加など好意的な評価がある一方で、民間企業に委ねることの是非が住民を巻き込んだ論争になる事例もあり、多方面から注目されている。従来の図書館活動に留まらない新たな姿を実現する可能性と、図書館の持つ文化教養の意義を損なう危険性など、多角的な視点から、今後もその動向を注視する必要があると考える。

注・参考文献

- 1) 桑原芳哉, 公立図書館における指定管理者制度導入の実態, 尚絅大学研究紀要 A. 人文・社会科学編, No.47, p.15-27, 2015.
- 2) 佐賀県武雄市, 武雄市の行政視察受け入れ状況, <http://www.city.takeo.lg.jp/shisatu/jokyo.html>, 2015.11.20.
- 3) 下関市議会会議録 平成26年9月8日文教厚生委員会, <http://www.kaigiroku.net/kensaku/cgi-bin/WWWframeNittei.exe?USR=yamshis&PWD=&A=frameNittei&XM=0000000000000000&L=1&S=15&D=-1&Y=%95%bd%90%ac26%94%4e&B=-1&T=-1&T0=-1&O=-1&P1=&P2=&P3=&P=1&K=1020&N=1483&W1=&W2=&W3=&W4=&DU=0&WDT=1>, 2015.11.20.

- 4) 下関市立中央図書館 来年度から市直営に 指定管理運営はサービス充実頭打ち, 山口新聞2014年9月9日朝刊, p.3.
- 5) 総務省自治行政局行政経営支援室『公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果 平成24年11月』, http://www.soumu.go.jp/main_content/000189434.pdf, p.5, 2015.11.20.
- 6) 共同事業体の構成団体としては, 2015年4月から, 東京都品川区立図書館(9館)の指定管理者となった「しながわ TRC・ウーヴグループ」(代表企業:(株)図書館流通センター)に, 品川区内で読書活動を行うNPO「ウーヴ」が参加している事例がある。
- 7) 本と人をつなぐ「そらまめの会」編著, 私たち図書館やっています! 指定管理者制度の波を越えて, 南方新社, 2011, 149p.
- 8) 流山市総合政策部企画政策課, 平成20年度指定管理者制度実績報告書, http://www.city.nagareyama.chiba.jp/dbps_data/_material/_files/000/000/002/736/jissekihokoku20.pdf, p.2, 2015.11.20.
- 9) 流山市総合政策部企画政策課, 平成24年度指定管理者制度実績報告書, http://www.city.nagareyama.chiba.jp/dbps_data/_material/_files/000/000/002/736/24jisseki.pdf, p.4, 2015.11.20.
- 10) 流山市総合政策部企画政策課, 森の図書館 指定管理者選定評価表, <https://www.library-city-nagareyama.jp/link/morinotosyokansyuukeishyou.pdf>, 2015.11.20.

表中には団体名として指定管理者に選定された「(株)すばる」のみ表示され, 他は「A社」等と団体名が秘匿されているが, 「実績評価:これまでの実績評価」の項目に唯一得点が付されている団体が当時の指定管理者である「ながれやま栞」と推察できる。